

第6節 蔵置中貨物に係る手続

蔵置中の貨物について、事故貨物であることが判明した場合又は特殊貨物等であることが判明した場合若しくは輸出貨物情報の訂正する場合は、この節の定めるところによる。

なお、搬入時に判明した事故又は特殊貨物等については、この章第4節（貨物の搬入関係手続）により登録する。

また、輸入貨物情報の訂正については、第1章第3節（AWB情報等の訂正）又はこの章第2節（HAWB情報等の訂正）により登録する。

1 輸入貨物

(1) 登録の方法

イ 呼出しによる方法

「ロケーション情報登録呼出し」業務（業務コード：LOA）を利用して、「AWB番号」欄にAWB番号を入力し送信することにより、ロケーション情報等が「ロケーション情報登録呼出し結果情報」（出力情報コード：AAS0880）として応答画面に出力されることから、出力された内容について確認の上、後記ロ（呼出しによらない方法）に準じて追加又は訂正を必要とする登録を上書き入力し再送信する。

ロ 呼出しによらない方法

「ロケーション情報登録」業務（業務コード：LOA01）を利用して、次の事項を入力し送信する。

※ 以下〔1〕から〔12〕までの項目は、最大90欄まで繰り返し入力することができる。

〔1〕対象外表示（欄名なし）

次のいずれかの条件に該当する場合は、「X」を入力する。

- ① 登録する貨物が保税運送中である場合。
- ② 登録する貨物が入力者の管理する保税地域に蔵置されていない場合。
- ③ 「AWB情報登録（輸出）」業務（業務コード：ABS01）実施済みで、かつ、貨物確認情報登録業務未済貨物に対して、SPCコード（「業務コード集」参照）を登録する場合。
- ④ 処理対象外とする場合。

〔2〕AWB番号（「AWB番号」欄）

AWB番号を必須入力する。

〔3〕特殊貨物記号（「SPC」欄）

特殊貨物の場合は、SPC（特殊貨物）コード（「業務コード集」参照）を入力する。
既に登録されている場合で変更しない場合は、「***」を入力する。

〔4〕事故貨物（「事故」欄）

事故貨物の場合は、事故コード（「業務コード集」参照）を入力する。

〔5〕無料期間適用表示（「無料」欄）

貨物蔵置料の無料期間を適用する貨物の場合は、航空会社コード（「業務コード集」参照）を入力する。

既に無料期間が適用されている旨を取り消す場合は、「XX」を入力する。

[6] 従価保管料率適用表示（「従価」欄）

従価保管料率適用の旨が登録されている貨物の場合は、「VS」を入力する。

既に登録されている場合で、従価保管料率が適用されている旨を取り消す場合は、「VX」を入力する。

[7] 生鮮食料品識別記号（「生鮮」欄）

自社で付与する生鮮食料品に関するコードを入力する。

既に登録されている場合で変更しない場合は、「**」を入力する。

[8] ロケーション（「ロケーション」欄）

ロケーションを入力する。

[9] 手作業記号（「手作業」欄）

ロケーションをマニュアルの方法で管理する場合は、「M」を入力する。

[10] 到着便名1（「到着便名」欄左）

航空会社コード（「業務コード集」参照）（2桁）＋フライトナンバー（3桁又は4桁）を必須入力する。

フライトナンバーの1桁目から3桁目までは数字、4桁目は英数字での入力が可能である。

[11] 到着便名2（「到着便名」欄中）

到着便名の日付部を「DDMMM」（例：1月1日の場合は「01JAN」）の形式で必須入力する。

[12] 到着空港（「到着便名」欄右）

到着空港のIATAコード（「業務コード集」参照）を必須入力する。

(2) 登録の通知

前記(1)（登録の方法）によりロケーション情報等が登録された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
搬入状況通知情報 （輸入） （BOND IN STATUS INFORMATION） （※）	AAS0110	事故貨物である場合。	登録者
		税関に事故の旨を通知した場合。	保税地域の管轄税関 （保税担当部門）
保税関係確認情報	AAL5010	税関に特殊貨物の旨を通知した場合。	保税地域の管轄税関 （保税担当部門）

（※）括弧内英字は帳票タイトル

(3) 事故確認

前記(2)（登録の通知）により、「搬入状況通知情報（輸入）」（BOND IN STATUS INFORMATION）（括弧内英字は帳票タイトル）（出力情報コード：AAS0110）が配信された場合は、必要に応じて、税関が倉主等の立会いのもと事故状況を確認し、必要な処置を行うものとする。

なお、必要に応じて報告関係書類の提出を行う。

2 輸出貨物

(1) 登録の方法

蔵置中の輸出貨物に対して、事故又は特殊貨物等を登録する場合又は輸出貨物情報を訂正する場合は、次による。

なお、訂正することができる項目は次のとおりである。

項番	項目名
1	搬入個数
2	総個数
3	搬入重量
4	総重量
5	事故貨物
6	特殊貨物記号
7	仕向地
8	積込港
9	A／L 総個数
10	貨物識別
11	貨物種別
12	航空貨物代理店
13	代理店営業所
14	通関業
15	通関依頼先
16	混載業
17	航空会社
18	品名
19	車上通関表示
20	社用品表示
21	システム外保税運送承認番号
22	システム外輸出許可件数
23	システム外輸出許可番号

イ 輸出貨物情報の訂正

(イ) 呼出しによる方法

「搬入情報訂正呼出し」業務（業務コード：A I B）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、「搬入情報訂正呼出し結果情報」（出力情報コード：A A T 0 1 5 0）が応答画面の「（訂正前）」各欄に出力されることから、訂正を必要とする事項を後記(ロ)（呼出しによらない方法）に準じて「（訂正後）」各欄に入力し再送信する。

〔1〕AWB番号（「AWB番号＊」欄）

訂正対象のAWB番号、HAWB番号、MAWB番号又は未ラベル番号を必須入力

する。

枝番が付与された貨物情報の場合は、枝番を含めて入力する。〔２〕 A／L訂正表示（「A／L訂正表示」欄）

入力不可。

(Ⅱ) 呼出しによらない方法

「搬入情報訂正」業務（業務コード：A I B O 1）を利用して、次の事項を入力し送信する。

〔１〕 AWB番号（「AWB番号＊」欄）

入力したAWB番号、HAWB番号、MAWB番号又は未ラベル番号を入力する。

〔２〕 変更枝番（「変更枝番」欄）

変更枝番を入力する。

〔３〕 搬入個数訂正識別（「訂正識別（訂正後）」欄）

次の区分に応じたコードを入力する。

「AWB番号」がMAWB番号の場合は、入力不可。

区 分	コード
輸出申告訂正要	Y
輸出申告訂正否	N

〔４〕 搬入個数（訂正後）（「搬入個数（訂正後）」欄）

訂正後の搬入個数を入力する。

MAWBの場合は、入力不可。

〔５〕 総個数（訂正後）（「総個数（訂正後）」欄）

訂正後の総個数を入力する。

MAWBの場合は、入力不可。

〔６〕 搬入重量（訂正後）（「搬入重量（訂正後）」欄）

訂正後の搬入重量を入力する。

なお、小数点以下第１位まで入力することができる。

MAWBの場合は、入力不可。

〔７〕 総重量（訂正後）（「総重量（訂正後）」欄）

訂正後の総重量を入力する。

なお、小数点以下第１位まで入力することができる。

MAWBの場合は、入力不可。

〔８〕 事故貨物（訂正後）（「事故貨物（訂正後）」欄）

事故コード（「業務コード集」参照）を入力する。

MAWBの場合は、入力不可。

〔９〕 特殊貨物記号（訂正後）（「S P C（訂正後）」欄）

S P C（特殊貨物）コード（「業務コード集」参照）を入力する。

取消しの場合は、「X X X」を入力する。

〔１０〕 仕向地（訂正後）（「仕向地（訂正後）」欄）

訂正後の仕向地のI A T Aコード（「業務コード集」参照）を入力する。

仕向地が不明の場合は、「Z Z Z」を入力する。

MAWBの場合は、入力不可。

[11] 積込港（訂正後）（「積込港（訂正後）」欄）

訂正後の積込港の I A T Aコード（「業務コード集」参照）を入力する。

貨物識別がMAWB又は未ラベル貨物の場合は、入力不可。

取消しの場合は、「XXX」を入力する。

[12] A/L総個数（訂正後）（「A/L総個数（訂正後）」欄）

訂正後のA/L総個数を入力する。

MAWB以外の場合は、入力不可。

[13] 貨物識別（訂正後）（「貨物識別（訂正後）」欄）

次の区分に応じたコードを入力する。

未ラベル貨物の場合は、入力不可。

区 分	コード
AWB	A
HAWB	H

[14] 貨物種別（訂正後）（「貨物種別（訂正後）」欄）

次の区分に応じたコードを入力する。

MAWBの場合は、入力不可。

区 分	コード
一般輸出貨物	N
積戻し貨物	R
システム外許可済貨物	T
システム外許可済積戻し貨物	O
仮陸揚貨物	K

[15] 航空貨物代理店（訂正後）（「航空貨物代理店（訂正後）」欄）

航空貨物代理店の利用者コード（「業務コード集」参照）を入力する。

取消しの場合は、「XXX」を入力する。

MAWB又は未ラベル貨物の場合は、入力不可。

[16] 代理店営業所（訂正後）（「代理店営業所（訂正後）」欄）

航空貨物代理店の営業所の代理店営業所コードを入力する。

取消しの場合は、「XXX」を入力する。

MAWB又は未ラベル貨物の場合は、入力不可。

[17] 通関業（訂正後）（「通関業（訂正後）」欄）

通関業者の利用者コード（「業務コード集」参照）を入力する。

取消しの場合は、「XXX」を入力する。

MAWB又は未ラベル貨物の場合は、入力不可。

[18] 通関依頼先（訂正後）（「通関依頼先（訂正後）」欄）

通関依頼先の利用者コード（「業務コード集」参照）を入力する。

取消しの場合は、「XXX」を入力する。

貨物識別がMAWB又は未ラベル貨物の場合は、入力不可。

[19] 混載業（訂正後）（「混載業（訂正後）」欄）

混載業者の利用者コード（「業務コード集」参照）を入力する。

取消しの場合は、「XXX」を入力する。

HAWBに訂正する場合は、必須入力する。

MAWB又は未ラベル貨物の場合は、入力不可。

[20] 航空会社（訂正後）（「航空会社（訂正後）」欄）

貨物識別を「AWB」に変更する場合は、航空会社コード（「業務コード集」参照）を必須入力する。

取消しの場合は、「XX」を入力する。

貨物識別が未ラベル貨物の場合は、入力不可。

[21] 品名（訂正後）（「品名（訂正後）」欄）

訂正後の品名を入力する。

MAWBの場合は、入力不可。

[22] 車上通関表示（訂正後）（「車上通関（訂正後）」欄）

次の区分に応じたコードを入力する。

区 分	コード
登録	Y
取消し	X

MAWB又は未ラベル貨物の場合は、入力不可。

[23] 社用品表示（訂正後）（「社用品（訂正後）」欄）

次の区分に応じたコードを入力する。

区 分	コード
登録	S V
取消し	X X

[24] システム外保税運送承認番号（訂正後）（「保税運送承認番号（訂正後）」欄）

システム外保税運送承認番号を入力する。

取消しの場合は、「XXX」を入力する。

MAWBの場合は、入力不可。

[25] システム外輸出許可件数（訂正後）（「許可件数（訂正後）」欄）

訂正後のシステム外輸出許可件数が5件を超える場合は、その超過分の件数を入力する。

MAWBの場合は、入力不可。

※ [26] の項目は、最大5欄まで繰り返し入力することができる。

[26] システム外輸出許可番号（訂正後）（「輸出許可番号（訂正後）」欄）

システム外輸出許可番号を入力する。

取消しの場合は、「XXX」を入力する。

MAWBの場合は、入力不可。

ロ A/L訂正

AWB情報と貨物情報の個数、重量が不一致の場合で貨物情報を優先する旨の登録を行う場合は、「搬入情報訂正呼出し」業務（業務コード：AIB）を利用して、次の事項を入力し送信する。

なお、当該訂正は航空会社のみ行うことができる。

[1] AWB番号（「AWB番号」欄）

訂正対象のMAWB番号を必須入力する。

[2] A/L訂正表示（「A/L訂正表示」欄）

AWB情報と貨物情報の個数、重量が不一致の場合で貨物情報を優先する旨の登録する場合は、「A」を入力する。

(2) 登録の通知

前記(1)イ（輸出貨物情報の訂正）により輸出貨物情報が訂正された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
搬入情報訂正控情報 (CORRECT NOTICE (BOND-IN)) (※)	A A T O 1 7 0	次のいずれかの項目が登録、取消 又は変更された場合。 ただし、「搬入情報訂正保留控情報」(出力情報コード: A A T O 1 9 0) が出力された場合は、出力しない。	登録者
搬入情報訂正確認情報 (CORRECT NOTICE (BOND-IN)) (※)	A A T O 1 8 0	① 搬入個数 ② 貨物種別 ③ 事故貨物 ④ 特殊貨物記号 ⑤ システム外輸出許可件数 ⑥ システム外輸出許可番号 ⑦ 品名	保税蔵置場の管轄税関 (保税担当部門)
搬入情報訂正保留控情報 (SUSPEND NOTICE (BOND-IN)) (※)	A A T O 1 9 0	次のいずれかの条件を満たす場合。 ① システムで輸出申告した貨物	登録者
搬入情報訂正保留確認情報 (SUSPEND NOTICE (BOND-IN)) (※)	A A T O 2 0 0	の個数を変更した場合。 ② 貨物種別が未通関貨物のものをシステム外許可済貨物又は仮陸揚貨物に変更した場合。	保税蔵置場の管轄税関 (保税担当部門)
搬入情報訂正リスト情報 (BOND-IN CARGO INFORMATION CORRECTION LIST) (※)	A A T O 2 1 0	次のいずれかの項目が登録、取消 又は変更された場合。 ただし、「搬入情報訂正控情報」(出力情報コード: A A T O 1 7 0) 又は「搬入情報訂正保留控情報」(出力情報コード: A A T O 1 9 0) が出力された場合は、出力しない。 ① 仕向地	登録者

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
		② 積込港 ③ 貨物識別 ④ 搬入重量 ⑤ 総個数 ⑥ 総重量 ⑦ 航空貨物代理店 ⑧ 代理店営業所 ⑨ 通関業 ⑩ 混載業 ⑪ 航空会社 ⑫ A／L 総個数 ⑬ 通関依頼先 ⑭ 車上通関表示 ⑮ 社用品 ⑯ システム外保税運送承認番号	
搬入状況通知情報（輸出） （BOND IN STATUS INFORMATION）（※）	A A T O O 9 0	事故貨物の登録又は変更がされた場合。	登録者
			保税蔵置場の管轄税関 （保税担当部門）
保税関係確認情報	A A L 5 0 1 0	特殊貨物記号の登録がされた場合。	登録者

（※）括弧内英字は帳票タイトル

（3）訂正保留の場合の事後手続

前記（2）（登録の通知）により、「搬入情報訂正保留控情報（SUSPEND NOTICE（BOND-IN））（括弧内英字は帳票タイトル）」（出力情報コード：A A T O 1 9 0）が配信された場合は、税関により訂正保留が解除されるまで、当該訂正保留となった貨物の後続業務を実施できないことから、「N A C C S 登録情報変更申出」にAWB番号、訂正した内容及び事由等、必要事項を記入の上、税関（保税担当部門）に提出する。

なお、「N A C C S 登録情報変更申出」については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第2節（汎用申請関係手続）に定める「汎用申請」業務（業務コード：H Y S）により提出することもできる。

（4）事故確認

前記（2）（登録の通知）により、「搬入状況通知情報（輸出）（BOND IN STATUS INFORMATION）（括弧内英字は帳票タイトル）」（出力情報コード：A A T O O 9 0）が配信された場合は、税関に連絡し、必要に応じて、税関が倉主等の立会いのもと事故状況を確認する。

なお、必要に応じて報告関係書類を提出する。